

| | |
|-----------|------------------------|
| 指定開発行為の名称 | (仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業 |
|-----------|------------------------|

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市 市長

| |
|------|
| 住所 〒 |
|------|

| |
|------|
| フリガナ |
|------|

| |
|-----------------------|
| 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名) |
|-----------------------|

| |
|---------------|
| 電話番号又はメールアドレス |
|---------------|

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

| | |
|-------|--|
| 意見記入欄 | 提出意見に関連する条例準備書の該当ページ数又は環境影響評価項目等 |
| | <p>(条例準備書についての環境の保全の見地からの意見)</p> <p>開発準備組合の東急系3社は、鷺沼再開発事業の開発地区に存在していますか？</p> <p>開発準備組合のJA、横浜銀行以外の東急3社は、開発区域のどの土地を所有、あるいは賃貸しているのですか。</p> <p>再開発事業の場合、その開発地区に最低5社以上が関わっているのが条件だと聞いていますが、鷺沼駅前の登記簿謄本では5社を確認することができません。</p> <p>大会社の東急がこんなミスをするとは思いませんので教えてください。</p> <p>開発組合の主体そのものが問われる問題ですのでしっかりとしたお答えをお願いします。</p> |

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、紙の右上に「__枚中__枚目」と全体の枚数を記載してください（例：3枚中1枚目）。

提出期限 令和2年8月12日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）